

国指定瓢湖鳥獣保護区  
瓢湖特別保護地区  
指定計画書（区域の拡張）（環境省案）

平成20年 月 日  
環 境 省

## 1 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

瓢湖特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

新潟県阿賀野市横山360番の北東端を起点とし、同所から瓢湖水きん公園外周排水路敷左岸を南東に進み、新潟県阿賀野市横山138番の南東端に至り、同所から瓢湖水きん公園外周排水路敷左岸を南西に進み、新潟県阿賀野市横山232番-1の南端に至り、同所から新潟県阿賀野市横山232番-1と新潟県阿賀野市横山228番-2の境界線、新潟県阿賀野市水原365番-1と新潟県阿賀野市水原365番-2の境界、新潟県阿賀野市水原366番-1と新潟県阿賀野市水原366番-2の境界、新潟県阿賀野市水原367番-1と新潟県阿賀野市水原367番-2の境界、新潟県阿賀野市水原368番-1と新潟県阿賀野市水原368番-2の境界、新潟県阿賀野市水原369番-1と新潟県阿賀野市水原369番-2の境界を北に進み、瓢湖、東新池連絡水路左岸の平均水位の水際線（以下「湖岸線」という。）との交点に至り、同所から湖岸線を西に進み、湖岸線と新潟県阿賀野市水原313番-1の地番界との交点に至り、同所から新潟県阿賀野市水原313番-1の地番界を西に進み、新潟県阿賀野市水原313番-1の地番界と湖岸線との交点、瓢湖、東新池連絡水路右岸北西端に至り、瓢湖、東新池連絡水路右岸、湖岸線を東に進み、湖岸線と新潟県阿賀野市水原370番-1の境界線との交点地番界に至り、同所から東新池遊歩道敷東端沿いに北東に進み、大荒川用水路左岸支線水路敷右岸との交点に至り、同所から大荒川用水路左岸支線水路敷右岸を北西に進み、瓢湖水きん公園外周排水路敷左岸との交点に至り、同所から瓢湖水きん公園外周排水路敷左岸を北東へ進み起点に至る線により囲まれた区域。

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成20年8月1日から平成27年10月31日まで（7年3か月）

### (4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

### (5) 特別保護地区の指定目的

瓢湖鳥獣保護区は、新潟平野のほぼ中央、新潟県阿賀野市に位置する、江戸時代に灌漑用水のために造成されたため池及びその周辺の水田地帯である。江戸時代から狩猟が禁止され、明治時代以降も禁猟区が設定される前から慣例的に狩猟が行われてこなかったことから、現在も、多くの水鳥の休息場及び採餌の場として利用されている。

毎年コハクチョウなどのハクチョウ類が約6千羽渡来するとともにオナガガモを始めとするカモ類も多く渡来し、ハクチョウ類を含むガンカモ類の渡来数は約1万8千羽を数える。

特に、当該鳥獣保護区の中でも瓢湖は、平成17年10月28日環境省告示第135号により特別保護地区に指定されており、当時からハクチョウ類、オナガガモ等のねぐら、採餌場として多く利用されている重要な区域であり、瓢湖に隣接する東新池、あやめ池及びさくら池は、平成3年及び12年に造成された池であるが、ねぐら、採餌場として瓢湖と一体的にハクチョウ類、カモ類に多く利用されている重要な区域であることから、今回新たに特別保護区を瓢湖、東新池、あやめ池及びさくら池の4池に拡張する必要がある。

このように、当該区域は、瓢湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要のある区域であると認められることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成1

4年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

### 保護管理方針

- 1) 鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視や関係地方公共団体、関係機関、地元NGO、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 3) 瓢湖は水深が浅く、水鳥の排泄物等による汚泥等の堆積が進んでいることから、関係地方公共団体等と連携協力して対策を検討する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積  
 総面積 24ha ( 8ha )

内 訳

ア 形態別内訳

林 野	- ha ( - ha )
農耕地	- ha ( - ha )
水 面	13 ha ( 8 ha )
その他	11 ha ( - ha )

イ 所有者別内訳

国 有 地 1 ha ( - ha )

国有林	林野庁所管 ( - ha )	制限林	- ha ( - ha )	水源涵養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 そ の 他 ( - ha )	- ha
		普通林	- ha ( - ha )		- ha
国有林以外の国有地	その他所管 ( - ha )	農林水産省所管	- ha ( - ha )	そ の 他 ( - ha )	- ha
		国土交通省所管	- ha ( - ha )		- ha
		文部科学省所管	1 ha ( - ha )		- ha

地方公共団体有地 23ha ( 8ha )

都道府県有地 ( - ha )	制限林地	- ha ( - ha )
	普通林地	- ha ( - ha )
市町村有地等 ( 8 ha )	その他	- ha ( - ha )
	制限林地	- ha ( - ha )
	普通林地	- ha ( - ha )
	その他	23 ha ( 8 ha )

私有地等 - ha ( - ha )

制限林地	- ha ( - ha )
普通林地	- ha ( - ha )
その他	- ha ( - ha )

公有水面 - ha ( - ha )

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 - ha ( - ha )

自然公園法による地域 名称（五頭連峰県立自然公園）	特別保護地区	- ha ( - ha )
	特別地域	8 ha ( 8 ha )
	普通地域	- ha ( - ha )

文化財保護法による地域 24ha ( 8ha )

名称（水原のハクチヨウ渡来地）

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 特別保護地区の位置

当該区域は、新潟平野中央部にある阿賀野市に位置し、一部が五頭連峰県立自然公園に指定されている。

また、昭和29年に国指定天然記念物「水原のハクチョウ渡来地」として指定をうけている。

###### イ 地形、地質等

当該区域の中心となる瓢湖は、寛永年間に農業用水として造成された、周囲300m四方、面積8haの農業用ため池である。

平成3年に瓢湖の東側に東新池(11ha)、平成12年に北側にあやめ池(3.7ha)、さくら池(3.4ha)が造成され、四つの湖池を含む区域が瓢湖水きん公園として整備されている。

###### ウ 植物相の概要

瓢湖及び東新池では、オニビシ・ハスが主体であり、わずかにオニバス等も分布している。両池を隔てる堤体には、ソメイヨシノが植栽されている。

あやめ池及びさくら池では、オニビシ・ヨシ・マコモが繁茂し、やや乾燥したところには、ススキ、セイタカアワダチソウが繁茂している。

###### エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類として、オナガガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ等のガンカモ類、コハクチョウ等のハクチョウ類、オオヨシキリ、コヨシキリ、オオジュリン、カシラダカ等、13目31科100種の生息が確認されている。

魚類では、フナ、ヘラブナ等の生息が確認されている。

また、昆虫類では、オニヤンマ、ギンヤンマ等のトンボ類の生息が確認されている。

##### (2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

##### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域では、農林水産物への被害は発生していない。

#### 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

#### 6 施設整備に関する事項

① 鳥獣保護区用制札	一本
② 特別保護地区用制札	19本
③ 案内板	1基
④ 給水器	一基
⑤ 給餌台	一基
⑥ 巣箱	一基
⑦ その他	一個